

論壇

競馬の馬券の払戻金等に係る課税関係について

1 最高裁判決と通達改正

さる3月10日、最高裁判所第三小法廷(以下「最高裁」という。)は、競馬の当たり馬券の払戻金による所得を申告していなかった大阪の元会社員の所得税法違反被告事件の判決において、「馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用し、多数回かつ頻繁に、網羅的、大規模に行っており、かつ、そうした購入を実際に行っていることが客観的に認められる記録が残されている場合など、払戻金を受けた者の馬券購入行為の態様や規模等によっては、一時所得ではなく、雑所得に該当する場合があり、その場合においては外れ馬券の購入代金も所得金額の計算上控除すべきである。」旨の判示をした。

この最高裁の判決を踏まえて、国税庁は、さる3月25日、競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等

の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特例控除額を控除した金額とする。」と規定されている。

また、収入金額から外れ馬券の購入代金を控除しない理由は、「ギャンブルの支出は、それによって収入が得られたときはその控除項目としての意味をもつが、その支出は、同時にギャンブルを楽しむための支出、つまり一種の消費支出

としての側面があり、一時所得に係る支出には多かれ少なかれこのような要素があるものと考え、その支出は、それが収入を生んだ場合に限って控除を認めるという建前をとっているもの。」(平成6年3月大蔵財務協会発行「注解所得税法」)との考え方によるものである。

なお、馬券等の払戻金について確定申告をしている者は少ないが、これは、外れ馬券の購入代金を含めると所得が算出されないという認識を持っている者が多いことがその一因であると言われている。

また、競馬場又は場外馬券売場における馬券の購入金額及び払戻金額についてはJRA等からの送信記録をプリントしておくことにより、

3 払戻金課税の不合理性

一般に、競馬で儲けたとか損をしたというのは、外れ馬券の購入代金を含めた計算によるものである。

例えば、甲が休日に競馬場へ行き、穴ねらいで、同日の全レースの1000円券を10種類(1千円)ずつ選んで購入し、1万2千円をつぎ込んだところ、1レースだけが当たり、8千円の払戻しを受けたといった場合、甲はこの日の競馬で4千円の損をしたことになる。

そして、甲自身はこの日の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特例控除額を控除した金額とする。」と規定されている。

また、収入金額から外れ馬券の購入代金を控除しない理由は、「ギャンブルの支出は、それによって収入が得られたときはその控除項目としての意味をもつが、その支出は、同時にギャンブルを楽しむための支出、つまり一種の消費支出

としての側面があり、一時所得に係る支出には多かれ少なかれこのような要素があるものと考え、その支出は、それが収入を生んだ場合に限って控除を認めるという建前をとっているもの。」(平成6年3月大蔵財務協会発行「注解所得税法」)との考え方によるものである。

また、競馬場又は場外馬券売場における馬券の購入金額及び払戻金額についてはJRA等からの送信記録をプリントしておくことにより、

2 払戻金課税の現状

今回の最高裁の判決や国税庁の所得税基本通達の改正は、特殊・異例なケースに限定したものであり、一般の競馬ファンの当たり馬券の払戻金について、外れ

馬券の購入代金を一時所得の収入金額から控除できないとする取扱いは、これまでとは変わっていない。

ところで、所得税法第34条第2項では、「一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特例控除額を控除した金額とする。」と規定されている。

また、収入金額から外れ馬券の購入代金を控除しない理由は、「ギャンブルの支出は、それによって収入が得られたときはその控除項目としての意味をもつが、その支出は、同時にギャンブルを楽しむための支出、つまり一種の消費支出

としての側面があり、一時所得に係る支出には多かれ少なかれこのような要素があるものと考え、その支出は、それが収入を生んだ場合に限って控除を認めるという建前をとっているもの。」(平成6年3月大蔵財務協会発行「注解所得税法」)との考え方によるものである。

また、競馬場又は場外馬券売場における馬券の購入金額及び払戻金額についてはJRA等からの送信記録をプリントしておくことにより、

また、競馬場又は場外馬券売場における馬券の購入金額及び払戻金額についてはJRA等からの送信記録をプリントしておくことにより、

5 非課税化の必要性

今回の最高裁の判決により、馬券の払戻金に対する課税問題がマスコミの話題となり、多くの競馬・競輪等のファンは、「儲かっていなくても課税されるのではないか。」との不安を抱き始めており、この状態のままでは、今後、競馬・競輪等のファンがさらに減少する恐れがある。

このような状況の中で、ファンが減少し、売上金も減少すると、これが全国各地の公営競技の廃止を後押しする結果にもつながることになる。

4 取り扱い変更の必要性

国税庁の旧所得税基本通達「一四九」では、「競馬又は競輪の常連のように、常時馬券又は車券を買っているような者については、その年中における払戻金の合計額を総収入金額とし、その年中における買入金の合計額を『収入を得るために支出した金額』として取り扱うも妨げないものとする。」と定められていた。

したがって、現行の所得税法第34条の下で旧所得税基本通達「一四九」と同様の取扱いをしても(現行の)所得税法及び所得税基本通達の趣旨から外れることにはならず、今後、(国税庁が)外れ馬券の購入代金を一時所得の控除項目の中に含める取扱いに変更すべきであると思われる。

また、競馬場又は場外馬券売場における馬券の購入金額及び払戻金額についてはJRA等からの送信記録をプリントしておくことにより、

また、競馬場又は場外馬券売場における馬券の購入金額及び払戻金額についてはJRA等からの送信記録をプリントしておくことにより、

また、競馬場又は場外馬券売場における馬券の購入金額及び払戻金額についてはJRA等からの送信記録をプリントしておくことにより、